帳簿の記帳は経営合理化の第一歩です!

個人事業用)

【貸借対照表 資産·負債·資本科目等分類表】

	勘定科目	取引の内容
	現 金	事業用の現金のほか、他人振り出しの小切手など
	当座預金	事業用の当座預金
	定期預金	事業用の定期預金
, S	その他の預金	上記以外の事業用の預貯金(普通預金、積立預金等)
		商品や製品の販売代金を後日一定の日に受け取ることを約束した証券(金融手形上の債権を除く)
	受取手形	注意!取立不能見込額の債権を除く。取立不能見込額算定墨準には諸条件が必要です。ご注意下さい。
	,	注意!割引手形及び裏書譲渡手形勘定が設けてある場合は、手形を割り引いたとき、裏書譲渡した場合はその額を受取手形から除かない。
	売 掛 金	商品や製品の代金を後日受け取る約束で販売した場合の代金請求権や、提供したサービスの未収額など
	70 134 XIZ	注意!取立不能見込額の債権を除く。取立不能見込額算定基準には諸条件が必要です。ご注意下さい。
	有 価 証 券	事業用に取得した公社債·株式など
200	棚卸資産	販売目的で買い入れた商品や製品・原材料などの期末在庫高(消耗品のうち未使用のものを含む)
資	前 払 金	商品や事業用資産の買い付けに当たって現品の納品前にあらかじめ支払った金額
産	貸 付 金	事業用資金を他人に貸し付けた場合の返還請求権
厚	JC 13 112	注意!取立不能 見込額の債権を除く。取立不能 見込額算定 基準には諸条件が必要です。ご注意下さい。
Ø	建物	店舗・事務所・工場・倉庫などの事業用の建物で、減価償却累計額を控除した額
00	建物付属設備	使用可能期間が1年以上または取得価格が10万円以上の建物に付属するアーケード・給排水設備・電気設備などで、
部	75 15 N-50X III	減価償却累計額を控除した額
	機械装置	事業用の機械装置などで使用可能期間が1年以上または取得価格が10万円以上のもので、減価償却累計額を控除した額
	車 両 運 搬 異	事業用の車両運搬具などで使用可能期間が1年以上または取得価格が10万円以上のもので、減価償却累計額を控除した額
	工具器具備品	事業用の工具器具備品などで使用可能期間が1年以上または取得価格が10万円以上のもので、減価償却累計額を控除した額
	土 地	自己所有の事業用の土地
	繰延資産	経費のうち、その支出の効果が支出の日以後、1年以上に及ぶもの(開業費、試験研究費、開発費など)
	前払費用	費用になる経費の前払い(家賃、電気、ガス、水道など)
	投資等	関係会社の有価証券、投資有価証券(投資の目的で所有する株式、社債及び国債等)、出資金、長期貸付金、投資の目的
		で所有する不動産、長期前払費用、その他の投資並びに保証金及び敷金
		生活費・家計費として月1回~2回支給日を決めたほうが良い。金額はその家庭の家族数・生活内容によってみんな違
	事業主資	う。金額の最低・最高はないし、いくらが妥当ということもない。所得税・予定納税・住民税・税金の加算税・延滞税(確
		定申告の利子税は租税公課)国民健康保険・国民年金・国民年金基金・生命保険・簡易保険・個人的なカード支払いなど

	支	払 手	形	商品や原材料の買い入れ代金を後日一定の日に支払うことを約束した証券(金融手形上の債務を除く)		
	買 掛 金 商品や原材料の代金		金	商品や原材料の代金を後日支払う約束で買い入れた場合の代金支払義務や、提供を受けたサービスの未払い額など		
負債	僣	7	金	短期借入金:通常の借入金で決算期から起算して1年以内に支払を要する借入額		
		λ		長期借入金:決算期末から起算して支払期限が1年を超える借入額		
便	未	払	金	金 買掛金以外で資産等の購入により支払義務が確定した債務		
咨	前	受 金 商品の売り渡しに際して現品の引渡しの完了前に代金を受け取ったときの金額のほか、請負工事代金の		商品の売り渡しに際して現品の引渡しの完了前に代金を受け取ったときの金額のほか、請負工事代金の前受額を含む		
本	預	り	り 金 従業員等から預った源泉所得税、県市町村民税、社会保険料、雇用保険料など			
	未	払 費	用 買掛金、未払金以外の支払義務が確定した費用の債務			
0)	貸	倒引当	金	貸倒損失の見込み額として売掛金・受取手形などの期末債権残高に一定の割合を乗じた金額		
部	事	業 主	借	事業の金庫に事業主個人のお金をいれた時などに使う科目。事業用預金の受取利息。受給している年金。事業収入以		
	3/30	来工		外の収入等。妻、子供より借りたお金は、ハッキリ借入金とした方が良い。		
	元	7	余	期首の資産の総額から期首の負債の総額を差引いた残額		

蒲郡商工会議所 中小企業相談所

必要経費分類表

経費科目	タ 弗 ト か ろ キ の	奴弗とかにかいまの	家事関連費のあん分の
性具件日	経費となるもの	経費とならないもの	必要なもの
租税公課	○事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、 登録免許税、印紙税などの税金のうち事業用部 分の金額、消費税(注)○商工会議所、市町村商工会、商店会などの会費、 組合費、賦課金	所得税、住民税、国税の延滞税、 加算税、地方税の延滞金・加算 金、罰金、過料など	固定資産税、自動車税、不動産 取得税、登録免許税など
荷造運賃	販売商品の荷造りに要した包装材料費、宅配便、 鉄道・自動車などの運賃	事業に関係のない運賃など	
水道光熱費	水道料、ガス代、電気代などのうち事業用部分の 金額	家事用部分の水道料、ガス代、 電気代など	水道料、ガス代、電気代、灯油 代など
旅費交通費	販売や集金などの事業の遂行上に要した電車賃、 バス代、車代、宿泊料、有料道路交通料など	事業に関係のない運賃、宿泊料 など(例えば家族旅行)	
通信費	事業のために支出した電話料、電報料、切手代、 プロバイダー料など		電話料、プロバイダー料など
広告宣伝費	○新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの広告費用、 チラシ、折込み広告の費用 ○広告用名入りマッチ、カレンダー、手ぬぐいな どの費用	新しく開店した場合の特別大売出 しや支店新設のために特別支出し た広告宣伝費用は、繰延資産として、 本年分の償却費相当額が経費となる。	w w
接待交際費	○得意先などを接待する茶菓子・飲食代、旅行・ 観劇などに招待する費用○得意先などに対する中元・歳暮の費用○慶弔費	○事業に関係のないもの (例えば町内会費)○親族、友人などの接待費や交際費	1
損害保険料	商品などの棚卸資産、事業用減価償却資産に対する火災保険料や自動車保険料などの損害保険料	生命保険料、住宅・家財の火災 保険料など	住宅兼店舗などの場合の火災保 険料
修繕費	店舗、機械などの維持、補修に要した費用	現状よりも価値の増加や使用可 能期間が延長すると認められる 修繕費	住宅兼店舗などの場合の修繕費
消耗品費	○荷造用以外の包装紙、ヒモ・テーブなどの包装 材料の費用○文房具などの事務用品の購入費用○什器、備品などで取得価額が10万円未満のもの		
車輌掛費	ガソリン代・車輌修理費・車検代	家事用部分のガソリン代・車検 代など	
減価償却費	建物、車両、機械など事業用資産(取得価額10万円以上の資産)の減価償却費	×	住宅兼店舗などの場合の減価償 却費
福利厚生費	○従業員の慰安、保健、衛生などのために支払った費用○事業主が負担すべき従業員の健康保健、労災保険、厚生年金保険、雇用保険料など	生計を一にする親族及び家事使用人に支払った左記の費用	
給料賃金	従業員に対して支払った給料、賞与・手当など	生計を一にする親族及び家事使用人に支払った左記の費用(※専従者給与)	
外注工賃	下請等に支払った外注費など		
利子割引料	事業用資金や事業用の建物などを新築、改築する ために借入れた借入金に対する支払利子、受取手 形の割引料など	○支払った利子割引料の計算期間が翌年以後に及ぶ場合には、その翌年分以後に該当する利子割引料(原則)○生計を一にする親族に支払った借入金の利息	住宅兼店舗などの場合の新築、 改築などに要した借入金の利子
地 代 家 賃	店舗、ガレージ、材料置場などの土地や建物の賃 借料のうち事業用部分の金額	支払った賃借料の計算期間が翌年以後に及ぶ場合には、その翌年分以後に該当する賃借料(原則)	住宅兼店舗などの場合の賃借料
貸 倒 金	売掛金、事業上の貸付金などの貸倒損失		
雑	事業上の支出で上記の経費にあてはまらない経費		

⁽注) 消費税の課税事業者に該当する方で、消費税の経理処理を税込経理方式によって行っている場合に、消費税の還付額を未収入金に計上したとき、 又は、消費税の納付額を未払金に計上したときは、それぞれ雑収入、租税公課の金額に含めて計算します。